

令和7年度 生徒指導推進計画

東広島市立河内小学校
生徒指導委員会

1 実態

本校の校区は、河内支所・地域センター・中型店舗や商店街などがある中心地域と、沼田川等の河川周辺に民家が点在する田園地帯に渡る、大変広い校区となっている。また、通学路となる国道は広島・東広島・三原など地方都市への通勤や輸送のため車の往来が激しい。しかしながら、地形的に土地利用が限られ、校区の人口は減少傾向にある。また、家族の形態が多様に変化し、以前は三世代家族が多かったが、最近は核家族が増え高齢者世帯も増加している。このような中で、本校の児童数は年々減少している。

児童の生活実態としては、挨拶運動の声掛けにより、学校の行き帰りなど近所の人・地域の人に、気持ちのよい挨拶ができる児童は多い。また、ノーチャイムで生活し、学習規律を徹底することを通して、落ち着いてじっくりと学習する態度が育っている。

しかし、小規模校であるがゆえに人間関係の固定化が見られ、いじめへと発展する可能性もあり、いじめ防止に向けた取組を継続して進めなくてはならない。また、近年のメディアの発展の影響により、夜更かしする等生活リズムが整っていないことが学力や心の安定に影響している児童もあり、基本的な生活習慣に課題がある児童もいる。

小規模校のよさを生かし、一人一人のよいところを認めることで自尊感情を高め、だれとでも協力し、お互いが高まろうとする学校集団づくりをしていく。

2 学校教育目標・生徒指導目標・生徒指導重点目標

学校教育目標

「夢と志」をもち、未来に向かって果敢に挑戦する児童の育成

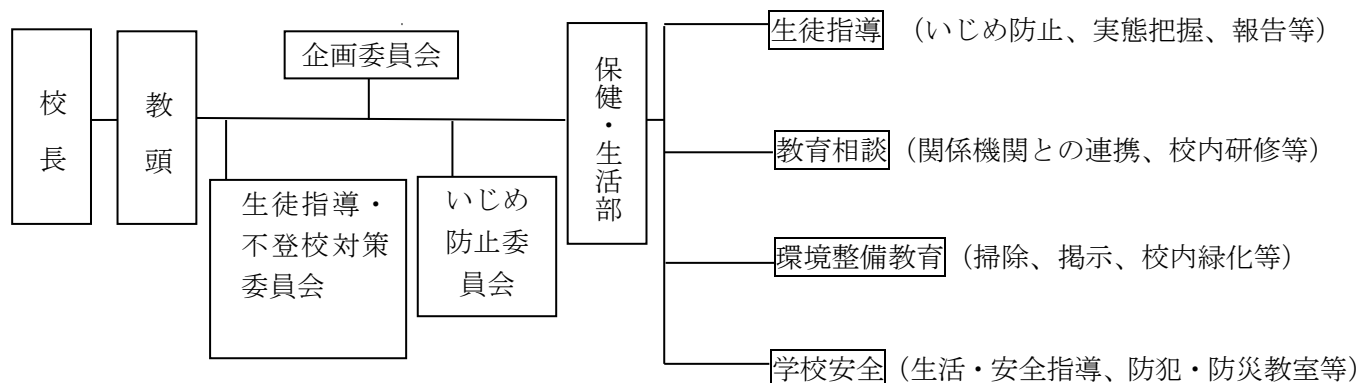
生徒指導目標

- ・命の大切さ・いじめ防止
- ・東広島スタンダードの徹底

重点目標

- (1) 表現力やコミュニケーション力を高め、気付き・考え・実践できる児童を育成する。
- (2) よりよい生活に向け、善悪の判断力を高め、自尊感情を養い、命を大切にする心を育成する。
- (3) よりよいものを目指して共に努力し、自他を認め合い、共に成長していく集団を育成する。

3 校内指導体制



4 問題行動発生・発覚、諸々の事故・事件発生時における連絡・報告体制

- 問題行動発生時には、現場での事態収拾を迅速に行う。校長・教頭の指導・助言のもと、教務主任、生徒指導主事との連絡調整を図りながら、担任を中心に、複数で正確な事実確認をする。必要に応じて、生徒指導委員会を開催する。内容によっては、市教委、警察等と連携する。
- 事実確認と生徒指導委員会での協議検討事項を基に、児童への指導と保護者連携を継続的に行う。
- 保護者連携の場合は学校で行うことを基本とする。今後の子どもの成長に向けて話を展開する。
- 学年の他の児童や全体への指導は生徒指導委員会で方針や方法を確認し、組織的に行う。
- 指導内容、課題については全教職員へ報告し、生徒指導記録簿（共有データ上）に必ず記録を残しておく。生徒指導記録簿を記載後、生徒指導主事に報告する。

5 その他（教育相談・緊急時における連絡体制等）

【教育相談】

- 児童・保護者からの相談等は、校長に連絡するとともに担任、生徒指導主事が窓口となり取り組んでいく。
- 専門的な知識や配慮、特別な指導が必要な児童に対しては、必要に応じて校外の関係諸機関との連携を取り、具体的な対処方法を検討し実施する。

【緊急時対応】

- 危機管理マニュアルを全教職員に周知し、迅速に対応、情報共有する。
- 児童の欠席は、必ず家庭からの連絡で確認する。次のように電話連絡あるいは家庭訪問を行う。
(欠席2日目は電話連絡。3日連続の欠席の時は家庭訪問。インフルエンザ等出席停止の場合は協議する。)

【問題行動の予防等】

- 児童の問題行動（いじめ・不登校を含む）について、初期段階で組織的な対応ができるように、職員朝会及び暮会等を活用し全職員間での情報共有を図る。随時校内研修を実施する。
- 警察や関係諸機関、地域と連携を図る。保護者への危機管理を啓発する。
- 河内中学校区教育連絡協議会を活用して、中学校や近隣校との連携を図る。
- 幼保・小・中学校の連携を・教頭を窓口にして図り、児童実態の情報交換を進める。
- 地域及び関係機関との連携を図る。
 - ・青少年育成河内区民会議への参加を通して、学校の生徒指導に役立てる。
 - ・安全ボランティアの協力による、登下校指導、挨拶運動との連携をはかる。
 - ・長期休業前、校区の商店等を訪問し児童の生活の様子を聞き取り指導に生かす。
 - ・地域の祭りや行事に参加し、児童の活動状況を把握し指導に生かす。

6 生徒指導推進年間計画

月	取 組	概 要
通年	●生徒指導・不登校対策委員会 いじめ防止委員会【1回/1か月】 ●「東広島スタンダード」の指導 ●「河内小学校のくらし」、「生徒指導規程」の指導 ●学習規律の徹底（教務部と連携） ●「児童の実態交流」【毎週の暮会】 ●児童・保護者校区協アンケート【6月・10月】 ●児童及び保護者いじめ・体罰・セクハラアンケート【6月・11月】 ●長期休業前の生活指導 ・「夏休みの生活」 ・「冬休みの生活」 ・「春休みの生活」	●児童の実態や生徒指導の進捗状況を確認し、指導方針や取組方法を検討する。 ●「挨拶、返事、言葉遣い、履物を揃える」生活習慣や行動様式を徹底して身に付けさせる。 ●全校で、あるいは各学年学級、個別に指導する。適切な時期や児童の発達段階を考慮する。 ●各学年学級で具体的に指導する。 ●生活目標の指導、達成状況の振り返り【1回/1か月】 ●児童の実態を把握し、指導支援の方向性や方法を確認することで、全職員で共通認識をもって指導にあたる。 ●東広島スタンダードの達成状況、学校生活及び家庭生活の実態について、児童や保護者より情報を得て指導に生かす。 ●児童の心身の状況について児童や保護者から情報を得ることで、いじめの早期発見や解決に向けて組織的に対応する。 ●長期休業中の過ごし方について、家庭との連携を図りながら指導する。全校での指導と並行して、各学年学級で発達段階に応じて適切な指導を行う。
4月	●交通安全教室、自転車教室	●安全な登下校の仕方、自転車の乗り方について、関係機関と連携し指導する。
7月	●非行防止教室 ●こころの授業	●犯罪を犯さない、犯罪から身を守る方法（「いかのおすし」等）について関係機関と連携し指導する。
10月及び随時	●道徳科の学習や道徳参観日を通して、自他を尊重し命の大切さについて考える指導	●道徳科の学習や道徳参観日を通して、自他を尊重し命の大切さについて考えさせる指導を行う。
12月	●不審者対応避難訓練 ●多様性の授業	●不審者対応について、関係機関と連携し指導する。 ●自分たちの生きるための選択肢を増やし、安心感へとつながる指導を行う。
8月及び随時	●職員研修	●①いじめ・命の教育②SNS・携帯電話等に係る内容、サイバー犯罪等、生徒指導に関する研修を行う。

○児童・保護者向け教室、啓発を行う。・・・「SNS・携帯電話等に係る内容、サイバー犯罪」

○毎月の生活目標については、別紙提案する。

○校区協「生徒指導部会」の共通取組事項に沿って、アンケート内容等は検討する。